第1節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される重要計画区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

1 災害危険区域

本町において発生が予想される災害の種類、地域等は次のとおりである。

- (1) 水防区域・・・・・・・・・・・・・・・(別表1)
- (2) 高波、高潮、津波等予想区域・・・・・・・・(別表 2)
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域・・・・・・・・・・(別表3)
- (4) 土石流危険区域・・・・・・・・・・・・(別表4)
- (5) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域・・・・・(別表5)
- (6) 災害危険区域位置図・・・・・・・・・・(別表6)

なお、災害危険区域の現況は、平成29年6月1日現在とする。

別表1

	恒	類脚		昭和46年度 改修済	一部災復済	改修工事実 施中	改修済 (昭和43~ 51年度)	改修済み (H14)	一部災復済	災復済	一部災復済	一部災復済	一部災復済
	整備	実施機関		道 (建設部)	道 (建設部)	道 (建設部)	道 (建設部)	道 (建設部)	ĹĦ	ĹĦ	ĹĦ	Œ	鱼
		その色		商店 1 工場 1	州 4ha	田 35ha 畑 100ha	田 4ha 畑 15ha	田 20ha 畑 20ha	田 3ha 畑 23ha	寺院 2			加工場 4
	る被害	刺器											
	予想され	公共施設(棟)		養護施設 1		湯別会館 1 公営住宅 16戸					公営住宅 16戸 新栄会館 1		
		住家(戸)		25	15	88	17	38	10	8	89	0.2	99
		災害の要因		溢水	流水	火票	節水	溢水	火票	火票	從亦	流水	給水
	対	危険区域	延長 (m)	両岸 200	両岸 200	左岸 500	両岸 500	両岸 500	両岸 500	両岸 100	両岸 150	両岸 150	兩岸 150
	M	流心距離	(Km)	潮路川合流 点から0.5	河口から 0.6	河口から 5.5	朱太川合流 点より1.0	朱太川合流 点より1.4	朱太川合流 点より0.5	朱太川合流 点より0.4	河口から 0.6	河口から 0.5	河口から 0.8
	邎	河川名		普通 歌棄川	普通 潮路川	2級 朱太川	普通 湯ノ沢川	普通 三ツ滝川	普通 一の沢川	朱太川	普通 宮沢の川	普通 塚越の川	普通 大沢の川
区	五	水系名		潮路川	潮路川	朱太川	朱太川	朱太川	朱太川	朱太川	宮沢の川	塚越の川	大沢の川
水防		老 区 名		歌棄町	歌棄町	湯別町	湯別町	湯別町	湯別町	梅岸町	新栄町	矢追町	矢追町
	図	海中		1	2	3	4	C	9	2	8	6	10

[
	整備計画	南	敗							
	整備	実施	機関							
		との関連	一部			0	0	0	0	0
		危険区域との関連	全部	0	0					
	指定状況	指定番	中	488 1228	1228	529 1228	488 1228	488 1228	1228	1129 1228
	法令等における指定状況	1 1	指 定牛月日	S39 S36	836	S39 S36	S39 S36	S39 S36	836	S44 S36
	法令等	4 < 1	法 介名	海岸法	海岸法	海岸法	海岸法	海岸法	海岸法	海岸法
			指 正機离	ূ	迴	剌	ূূ	剌	ূূ	判
	無	(んの有	船揚場5 倉庫1	船揚場8 倉庫2	船揚場2 倉庫1	船揚場1	船揚場5 加工場1 倉庫1	倉庫2	船揚場4 倉庫7
	いる 被		型型	国道229号	国道229号	国道229号	国道229号	国道229号	国道229号	国道229号
	想され	公共施設	(棟)	駐在所	磯谷会館 郵便局			美谷会館 簡易郵便 局		有戸種前会館
	۴	任家	(三)	30	35	4	4	15	8	20
区	況	E 	災害の要因	声声数量	高高強強	高被鳴	声高数磨	高被鳴	声声数	高高潮酸
等 危 險	の類	海岸保全 施設のあ	る区域延長 (m)							
津波	承	指定済 "	進長 (m)	2, 298	950	455	685	2, 410	840	2, 470
高 瀬・	溪区	海岸線危	湧区吸祉 長 (m)	1,000	1,000	700	350	1, 400	1, 400	200
高波・	币	3	第	能津登海岸	島古丹海岸	横澗海岸	鮫取澗海岸	美谷海岸	種前海岸	有戸海岸
. –		展 图 由 出		1	2	3	4	5	9	2
l.				l	l					

,	整備計画 実施 幾極										
2	画	蔑		裍							
	整	実施		機関							
		この関連		Ī	0		0	0	0	0	0
		危険区域との関連	谷恕	1		0					
	指定状況	指定番	l	台	1228	1228	529 1228	265	265	265 1228	
	法令等における指定状況		指定年月日		S36	S36	S39 S36	S34	S34	S34 S36	
	法令等		法令名		海岸法	海岸法	海岸法	海岸法	海岸法	海岸法	海岸法
		指定機		置	迴	剽	迴	迴	迴	迴	쾯
•	無		みの色		船揚場2 倉庫1		船揚場4種苗場3	船揚場1 加工場2 倉庫6	船揚場1 加工場6 倉庫6	船揚場13 加工場7 倉庫20	
	る後		超		国道229 号		国道229 号	国道229 号	国道229 号	道道寿都 停車場線	
	なれ	公共施設		(棟)	_	野営場トイレ		_	_	 矢追会館 [∵]	
	予	住家 4		(三)	10		25	10	10	70 4	1
区	以		災害の要因		高湖	高被高潮	高高数)	高被通	高湖	高被通	高被通
危 険	道	海岸保全施設のあ		(m)		4, 158					
华	6		70	単							
津波	対	指定済	原质	(m)	089	4, 205	830	2, 920		096	
高瀬・	<u> </u>	海岸線 布 除 区	域延長	(m)	500	4, 205	350	009	700	2, 580	200
·	危險		海 岸 名		歌棄海岸	寿都海岸	梅岸海岸	六条海岸	岩崎海岸	矢追海岸	砂政泊海岸
. 画		図海田中			8	6	10	11	12	13 /	14 砂

	国	用	多枚	一部実施済 S50~H18 完了予定	一部実施済 S36~H18 完了予定	一部実施済	計画検討中	H10~15 実施		一部実施済	一部実施済
	整備	自自郊子华	天	道(水産林 務部)	道(水産林 務部)	道(水産林 務部)	道(水産林 務部)	道 (水産林務 部)		道(水産林 務部)	道(水産林 務部)
		危険区域との関連	외부	0		0		0		0	
	況	危険区域	全部		0						
	.る指定状	古米子兒	钼圧衝り	1477	1477	2855		066		2855	
	法令等における指定状況	口日少学研	1E/C + / J L	S53. 10. 7	S53. 10. 7	S53. 10. 7		H13. 7. 31		848.5.8	
	法令	**************************************	方 七 七	森林法	森林法	森林法		森林法		森林法	
		九 秦	日た域法	剽	剽	剽		農水省		剽	
	無	M/W Z			水産加工 場	神社1 寺院1			精神薄弱 者施設1		
	れる被	送	阻	国道229号	国道229号	国道229号	町道 横澗美谷 通線	町道 横澗美谷 通線	町道 横澗美谷 通線	国道229号	国道229号
	おない数	公共施設	(棟)		磯谷駐在 所	磯谷会館					
	₩	住家	(三)	24	26	51	3	3		12	10
5域	1況	危險区域 _石 建	LAM (ha)	1.0	1.7	2.8	0.1	0.2	0.2	0.6	0.4
急傾斜地崩壊危險区域	危険区域の現況	出		トンネル ~ 本村宅	広田宅~ 石野宅	磯谷会館 ~ 土田宅	佐藤宅~ 松原宅	松原宅~ 旧浄恩学 園	净恩学園	阪内宅~ 松本宅	古野宅~中山宅
急傾斜地	危	女 区 本		磯谷町能 津登	磯谷町能 津登	磯谷町島 古丹	磯谷町横澗	磯谷町横澗	磯谷町横澗	歌棄町美谷	歌棄町美谷
		図審回字	·	1	2	3	4	5	9	2	8

道(水産林務部) 道(水産林務部) 道(水産林務部) 道(水産林務部) 道(水産林務部) 道 (水産林 務部) / 担 危険区域との関連 0 \bigcirc \bigcirc 0 全部 \bigcirc \bigcirc 法令等における指定状況 指定番号 1185 1185 148 980 指定年月日 S44.8.9 S48.5.8 S44.8.9 M30.7.6 法令名 森林法 森林法 森林法 森林法 指定機関 農水省 農水省 農水省 農水省 洄 攌 攌 その他 鰊御殿 刪 被 国道229号 国道229号 国道229号 国道229号 国道229号 国道229号 国道229号 国道229号 絽 3 洄 Ł 有戸種前 会館 簡易郵便 局 歌棄会館 公共施設 美谷会館 (棟) 40 想 任% 16 10 12 25 24 \sim $^{\circ}$ 危險区域 面積 (ha) 0.5 1.3 0.3 2.4 1.4 0.1 വ 6 $\ddot{\circ}$ 2 急傾斜地崩壊危險区域 危険区域の現況 西村宅~ 校永紀 簡 別 問 次 令 会 田中仍~ 国科仍 村上宅~ 長尾宅 鰊御殿~ 古田先 岡田地先 福士宅~ 石黎化 本間名~ 石橋宅 形 鄵 歌棄町種 前 歌棄町有 戸 歌棄町種 歌棄町有 歌棄町歌 歌棄町美 歌棄町美 歌棄町種 区名 谷 \Leftrightarrow 浱 温 $|\mathbb{L}$ 舼 程 図海田市 10 12 13 14 15 16 \Box 6

計画検討中

計画検討中

一部実施中

計画検討中

部実施中

部実施済

[(水産林 務部)

翢

藂

実施機関

国

靊

幺

S39実施 (溪間工)

[(水産林 務部)

浬

S42実施 (溪間工)

急傾斜地崩壊危險区域

国	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※		一部実施中	一部実施中	一部実施中	一部実施中	一部実施中			一部実施中
整備	H H 3771 -1-1	美施機選	道(水産林務部)	道(水産林務部)	道(水産林務部)	道(水産林務部)	道(水産林務部)			道(水産林務部)
	との関連	5提—	0							
況	危険区域との関連	全部								
る指定状	7 1 1	指尼番号	148							
法令等における指定状況	1 1 1 2	指定年月日	M30.7.6							
法令	¥ \ 7	法令名	森林法							
	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	指定機関	捯							
M I		んらん	寺院3 養護施設1					加工場水産施設		
1 る 被		<u>宏</u> 型	町道潮路 裏町通り 線	国道229号	国道229号	国道229号	道道寿都 黒松内線	道道寿都 黒松内線	道道寿都 黒松内線	道道 寿都停車 場線
想され	公共施設	(棟)								公営住宅
*	住家	$(\underline{\mathbb{H}})$	10	21	6	5	25	9	9	6
.況	伯爾区域 上籍	面積 (ha)	1.6	1.4	7.0	0.8	1.1	0.2	0.1	1.5
危険区域の現況	Ì	場四	熊谷宅~ 宗二宅	瓜生宅~ 対馬宅	間谷宅~木村宅	高谷宅~ 中田宅	中井宅~ 斉藤宅	岩澤宅~ 加藤宅	高島宅~ 佐野宅	阿部宅~ 田谷宅
危	1 1 2	居 区 名	歌棄町歌	梅岸町建 岩	梅岸町建 岩	梅岸町建 岩	六 条・ 高 ボ	大磯町	大磯町	大磯町
	図金田	? ∄	17	18	19	20	21	22	23	24

部実施中 部実施中 部実施中 計画検討中 瞅 画 顤 11111111 [(水産林務部) [(水産株務部) [(水産林務部) [(水産株務部) 実施機関 靊 幺 洄 澐 浬 浬 危険区域との関連 是 全部 \bigcirc 法令等における指定状況 指定番号 1365H11. 10. 27 指定年月日 法令名 森林法 指定機関 農水省 その衙 删 被 海 新 場 線 線 道道寿都 停車場線 道道寿都 停車場線 町道 砂政治線 国道229 号 紹 10 浬 Z 公共施設 (横) 40 型 田祭 $\widehat{\mathbb{L}}$ 1 20 Ξ 2 危険区域 面積 (ha) 0.1 0.1 0.1 $^{\circ}$ 0. 0 急傾斜地崩壊危險区域 危険区域の現況 本聞名~ □上名 脇坂宅~ 小野宅 町道 砂政治線 大 本 子 形 \mathcal{H} 刑 石田 乘 政治町弁慶 矢追町 地区名 矢追町 矢追町 政治町 図 海田 25 26 27 28 29

□別表4

1					-								
十 石 流 合 験 区 域 O 職 の 職 別 別 別 所	1					S 57 実施				S 38 実施	S 38 無施		S 38 実施
中 石 流 危 険 区 城 成 元 所 施 を				実施機関		道 (水産林 務部)							
十 石 流 危 険 区 域 の 現 海流 (1)		栅											
土 石 流 名 添 名		R					国道229 号	国道229 号	国道229 号			国道229 号	国道229 号
土 石 流 危 険 区 域 の 現 記 本		10	公共施設		(権)			駐在所	磯谷会館				
土 石 流 危 険 区 域 の 現 況 危 険 区 域 の 現 況 区 域 名 水 系 名 河 川 名 渓 流 名 (km) 平成7年度 渓流長 面積 渓流長 面積 渓流長 面積 渓流長 面積		£	供終		(<u>国</u>)	9	2	2	2	4	9	3	8
土 石 流 危 険 区 域 区 域 の 現 況 応 域 名 水 系 名 河 川 名 溪 流 名 総合 平成7年度 深流概 医 域 名 水 系 名 河 川 名 溪 流 名 総合			砂防指砂夹	元番号									
土 石 流 色 険 区 域 の 現 区 域 名 水 系 名 河 川 名 溪 流 名 (本域 名		石	概況	面積	(ha)	വ		0.8	1	3	3	1	06
上 右 流 危 険 区 域 区 域 区 域 の 平成7年度 区 域 名 水 系 名 河 川 名 深 流 名 河 川 名 深 流 名 河 川 名 深 流 名 河 川 名 深 流 名 深 流 名 河 川 名 深 流 名 深 流 名 河 川 名 深 流 名 深 流 名 河 川 金 運動 株子の川 株子の川 株子の川 株子の川 株子の川 株子の川 本月の川 金 瀬 の川 金 瀬 の川 金 瀬 の川 田 秋 の川 田 秋 の川			渓流	渓流長	(km)	1.1	6.3		0.7	1.2		L.0	2.24
土 石 流 危 険 区 域 A A A 域 区 域 A 域 区 域 区 域 区 域 区 域 区 域 区 域 区 域 区 域 区 域 区 域 区 域 成 流 魔谷町 株子の川 本井の川 本内の川 本内の川			平成7年度		渓流番号								340
A		英		润		蛯子の川	永井の川	金三の川	能津登 支所の川	田沢の川	金瀬の川	川の郵脚	本内の川
A A A A A A A A A A				三		普通 乗子の川	永井の川	金三の川	能津登 支所の川	普通 田沢の川	普通 金瀬の川	畑野の川	# 本内の川
五 機能 機能 機能 機區 機區 機區 機區 機區 石 減 分準 分華 分華 分古 分古 分古 分古 分古 汽 名 戶 日<	険	危		※ 名		蛯子の川	永井の川	金三の川	能津登支所の川	田沢の川	金瀬の川	畑野の川	本内の川
	石			英		磯谷町 能津登	磯谷町 能津登	磯谷町 能津登	磯谷町 島古丹	磯谷町 島古丹	緩谷町 島 古 丹	磯谷町 島古丹	쬻 谷 島 古 丹
		国図	•		番号	1	2	3	4	വ	9	2	8

c	1

2	国		規		S39~H 13 実施							計画検討中
	整備		実施機関				道 (建設 部)		道 (建設 部)	道 (建設 部)		
	無		その他		寺院1					精神薄弱 者施設		
	れる被		道路		国道229 号	国道229号	国道229 号	国道229 号	国道229 号	国道229 号	国道230 号	
	ある。	公共施設		(棟)						学校		
	F	田溪		(\mathbb{H})	2	7	5	4	5	26	4	4
		多牙指	人 記 本 品 市	年月日								
	况	溪流概況	面積	(ha)	30	0.3	099	6.0	20	10	1.2	4
	現	溪流	溪流長	(km)	1.35	0.2	4. 71	0.6	0.97	0.61	0.60	1.5
	6	平成7年度		渓流番号	339		338		337	336		
	承		溪 流 名		大黒ヶ沢の川	斉藤沢川	ルウベッナ イ川	古屋の川	野村の川	岩谷の川	志村の川	大上の川
区	溪区		河川名		普通 大黒ヶ沢の 川	斉藤沢川	ルウベッナイ川	お屋の川	野村の川	岩谷の川	志村の川	普遍 大上の川
危 險	仓		决		大黒ケ沢の川	斉藤沢川	ルウベッナ	古屋の川	野村の川	岩谷の川	志村の川	大上の川
土 石 流			区域		磯谷町島古丹	磯谷町 島古丹	磯谷町横澗	磯谷町横澗	磯谷町横澗	磯谷町横澗	磯谷町横澗	磯谷町 横澗
	国	•		番号	6	10	11	12	13	14	15	16

_	_
٠,	٠

3	画		機		S 37 寒瓶		S 39 実施					
	整備		実施機関									
	闸		その街								倉庫2	
	れる被		別器			国道229号号		国道229号号	国道229号号	国道229 号	国道229号号	国道229 号
	想をオ	公共施設		(棟)							有戸種前会館	
	£	任終		(\mathbb{H})	4	4	4	1	1	1	4	2
		砂防指字地指	八番号	年月日								
	況	概況	面積	(ha)	က	3.2	15	6 '0	2. 1	0.8	3.1	2
	現	渓流概況	溪流長	(km)	1.	1.5	3.6	0.6	1.1	0.6	1.5	1.2
	(O)	平成7年度		渓流番号								
	幹		溪 流 名		大丸の川	川地の川	福士の川	津吉の川	秋山の川	ф <i>Э</i> Л	有戸支所の川	コタンポの川
区域	險区		河川名		普通 大丸の川	川地の川	普通 福士の川	津吉の川	秋山の川	(@#	有戸支所の川	コタンポの川
危 険	危		大 ※ 名		大丸の川	川地の川	福士の川	津吉の川	秋山の川	(の中		コタンポの川
土 石 流			区域名		쬻谷町 横澗	歌棄町	歌棄町美谷	歌棄町	歌棄町	歌棄町	歌棄町	歌棄町
	国区	•		番号	17	18	19	20	21	22	23	24

4	1											†
	画		戴		S 37 減	S 38 無施			S 37 実施			計画検討中
	整備		実施機関					道 (建設 部)			道 (建設 部)	
	[II II		その色		神社1			寺院1		寺院1		
	れる被		河路				居道229 号			国道229号		
	想なる	公共施設		(棟)						歌棄会館		
	*	住家		(戸)		2	2	4	2	9	10	23
		砂防指砂块粘	定番号	年月日								
	F-J	既況	面積	(ha)	2	7	0.5	30	2	3	280	1.5
	現紀	渓流概況	溪流長	(km)	1.1	2.5	0.2	1.23	1.2	1.5	4.18	2
	(A)	平成7年度	•	渓流番号				335			334-1	
	対		浜 流 名		神社の川	104-	加藤沢川	寺の川	上田の川	ウタスツ川	潮路川	潮路川
区	溪区		河川名		普通神社の川	# 開	加藤沢川	乗 寺の川	帯通	ウタスツ川	普通 潮路川	普通 潮路川
危 豫 区	币		大 ※ 名		神社の川	(0 ± -	加藤沢川	寺の川	計の田旱	ウタスツ川	潮路川	潮路川
十 石 消			区域名		歌乗町	歌棄町	歌棄町	歌棄町	歌棄町	歌棄町	歌棄町	歌棄町
1	国	<u> </u>	<u> </u>	番号	25	26	27	28	59	30	31	32

2	<u></u> 恒		巌		イン CH7 ~ 無 減							
	1111111		敕		砂防ダム 流路工H7 年度~ H12年度							
	- 製		実施機関		道 (建設 部)		道 (建設 部)					
	丰		その他				寺院1	商店1				
	れる被		河路				国道229 号					国道230 号
	想なる	公共施設		(棟)	湯別会館							
	¥	住家		(戸)	4	5	3	3	4	2	1	1
		砂防指	后语:E 定番号	年月日	681 H8.8.13							
	況	概況	面積	(ha)	23	88	06	6	16	2	8	2
	現	溪流概況	溪流長	(km)	4.7	5	2.23	1.5	3.4	1.2	2.5	0.4
	(O)	平成7年度		渓流番号			332					
	承		浜 流 名		三の第三	帯の川	梅岸寺の川	紫山の川	間谷の川	高谷の川	山本の川	伸井の川
区域	涿区		河川名		帯運三ツ滝川	乗通 川の寺	普通 特岸寺の川	帯囲楽口の川	普通間谷の川	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	#通 山本の川	仲井の川
危険区	危		大 ※ 名		朱太川	寺の川		紫山の川	間谷の川	高谷の川	山本の川	伸井の川
土 石 流			区域名		湯別町	湯別町	湯別町	梅 梅 梅	梅 梅 梅	梅 神 神 神	樽岸町 建岩	八条
77	垣 図	<u> </u>	1-71	番号	33	34	35	36	37	38	39	40

9	国		機		S 3 8 実施			砂防ダム実施済	砂防ダム実施済		
	整備計		実施機関 本		道 (水産林 務部)	道 (建設部)	道 (建設 部)	道 (建設 部)	道 (建設 部)	道 (建設 部)	(建 (
	争		その色		加工場1						
	れる被		崩略			国道229 号		国道229 号			国道229 号
	あると	公共施設		(棟)	中学校1			道立病院	寿都高校		
	¥	任家		(<u>国</u>)	4	8	8	7	11	8	9
		砂防指金	八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	年月日							
	況	溪流概況	面積	(ha)	16	10	100	30	40	100	10
	現	孫流	溪流長	(km)	3.4	1	2, 56	1.96	2.44	2.56	0.7
	9	平成7年度		渓流番号		331	327	329	328	327	326
	承		溪 流 名		(\omega_{=}^{-}-	神社の川	宮沢の川	大畑の川	ш+өш	大沢川	柴田の川
区域	険区				乗乗ー	普通 神社の川	宮沢の川	普通 大畑の川	普通 山十の川	普通 大沢川	柴田の川
危 険	危		大 ※ 名		II(@=-	神社の川	宮沢の川	大畑の川	ш+өш	大沢の川	柴田の川
土 石 流			区域名		六条町	渡島町	大磯町	大磯町	新栄町	矢追町	н П
	国区			番号	41	42	43	44	45	46	47

1	恒		基礎調査		H19 実施	H19 実施	H23 実施	H22 実施	H24 実施	H24 実施	H27 実施	H27 実施
	整備		実施機関		道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)
	[II II		その色					橋梁1基				
	れる被		烟烟		町道 (300m)	町道 (230m)	町道 (340m)	国道 (110m)	国道 (220m) 町道 (350m)	町道 (250m)	国道 (130m)	国道 (125m) 町道 (75m)
	される	公共施設		(棟)	2		1			2	1	1
	*	年終		(\mathbb{H})	11	20	6	4	18	34	9	9
		砂防指价多数	八年祖子	年月日	H22 11.19	H22 4.9				S59 8.30		
	現	概況	面積	(ha)	3	10	11	11	288	23	20	27
		渓流概況	溪流長	(km)	0.33	1.01	0.32	1.54	6.41	1.37	1.10	1.61
(土石流)	6		渓流番号		I -12-0500	I -12-0510	I -12-0320	I -12-0250	I -12-0470	I -12-0520	I -12-0420	I -12-0460
	対		浜 消 名		神社の川	宮沢の川	岩谷の川	田沢の川	潮路川	大畑の川	歌棄支所の川	ウタスツ川
砂災害特別	溪区	名			普通神社の川	宮沢の川	岩谷の川	田沢の川	潮路川	大畑の川	歌棄支所の川	ウタスツ川
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	免		水 A A A		神社の川	宮沢の川	岩谷の川	田沢の川	潮路川	大畑の川	歌棄支所の川	
上砂災害警 _刑			区 英 ん		渡島町	海	磯谷町 (横澗)	磯谷町(島古丹)	歌棄町 (歌棄)	新栄町	歌棄町 (有戸)	歌棄町 (歌棄)
- 1	図画	<u> </u>		番号	П	87	3	4	5	9	2	∞

(H
Ä
+
_
<u>ج</u> 4
区区
区分
勢表区
归弊书区
特別警戒区
災害特別警戒区
- 砂災害犇別警戒区
- 砂災 害 特 別 勢 赴 区
及7%十秒災害特別警戒区
7及7%十秒災害特別擊赴区
区域及7%十秒%事件別學书区
区域及7%十秒%事件別學书区
擎起区姑及7%十秒災害犇別擊赴区
(事警戒区域及7%十秒%事件別警戒区
擎起区姑及7%十秒災害犇別擊赴区

2	予想される被害を備計画	砂防指 住家 公共施設	(す) たの他 実施機関 基礎調査 (す) た番号	1) 年月日 (戸) (棟)	国道 道 道 160m) 橋梁1基 (小樽建設 実施 (990m))	国道 道 (70m) 橋梁1基 (小樽建設 実施	国道 道 (小樽建設 H27 (80m) 管理部)	Image: sign of the properties	3 myä H26 (250m) 管理部) 実施	前 前 H26 3 (250m) (250m)
	現祝	溪流概況	長 面積	(ha)	38) 21	e .	98 2) 28	33
消			流番号 渓流長	(km)	-12-0530 1.76	-12-0410 1.30	-0440 0.23	-12-0450 1.57	-12-0350 1.60	-0360 1.46
₹域 (土石	6		名 渓流着		I	Н	[] II -12-0440	I	I	II -12-0360
寺別警戒区	区		2 漢 漢			コタンボの	加藤沢川	 (の幸	大丸の川	
士砂災害件		河川名			Ш+ФШ	コタンポの川	加藤沢川	帯の川	大丸の川	川田の川
士砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(土石流)	五		水 ※ 名		(の十円	コタンポの川	加藤沢川	帯の川	大丸の川	川田の川
土砂災害警			区 英 名		新栄町 大磯町 矢追町	歌棄町 (有戸)	歌棄町 (有戸)	歌棄町 (歌乗)	歌棄町 (美谷)	歌棄町 (羊谷)
	図画			番号	6	10	11	12	13	14

က		Γ										
	計画	本 本	英 啶 明 国	H19 実施	H19 実施	H19 実施	H19 実施	H22 実施	H24 実施	H25 実施	H25 実施	H26 実施
	整備	実施機関		道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)
		との関連	5年—	0		0		0	0	0	0	0
	火 況	危険区域と	全部									
	る指定さ	升 引 身	口小笛刀	216号	215号	216号	215号	216号	830号	151号	151号	2883号
	法令等における指定状況	升 4 1	ロ小牛カロ	Н25. 3. 29	Н25. 3. 29	Н25. 3. 29	Н25. 3. 29	Н25. 3. 29	H25. 12. 27	Н27.3.3	Н27.3.3	Н29. 5. 12
	法令	法令名		士砂災害 防止法	士砂災害 防止法	士砂災害 防止法	士砂災害 防止法	士砂災害 防止法	士砂災害 防止法	士砂災害 防止法	士砂災害 防止法	士砂災害 防止法
		古多地	111年111年11日	東	東	東	東	剽	東	鄍	東	浬
地)	被害	4 5	で シ 記									
(急傾斜地)	れる物	路		国道 229号	国道 229号	国道 229号	国道 229号	国道 229号	町道	国道 229号	道道	国道 229号
警戒区域	想さえ	公共施設	(棟)					2				
災害特別	予杰	住家	(三)	2	2	5	2	13	1	3	2	9
及び土砂	見況	孫	国四十二	寿都 樽岸町1	寿都 樽岸町2	寿都 樽岸町3	寿都 樽岸町4	寿都 磯谷町3	寿都 歌棄町15	寿都 樽岸町 5	寿都 樽岸町 6	寿都 歌棄町1
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	危険区域の現況	岩		瓜生宅 ~~ 桑原宅	南名 ~ 村田宅	斉藤宅 ∼ 石澤宅	石澤宅 ~ 木村宅	磯谷会館 ~ 旧磯谷診療 所	田中宅 ~ 大平団地	ヤマト橋 ~ 村の川	内村宅 ~ 船揚場先	双内光 一 井司名
土砂災害	危影	之 之 之	본스과	樽岸町 建 岩	樽岸町 建 岩	樽岸町 建 岩	樽岸町 建 岩	磯谷町 島古丹	歌棄町 歌棄	樽岸町 建 岩	樽岸町 建 岩	歌乗町美谷
		図番田号	l	1	2	3	4	5	9	2	8	6

急傾斜地)
(傾角
$\overline{}$
士砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
产別掌
手術
砂災
45
队
区河
警戒
災害
100%
+

۲	¥	id i								
国温	二	英 健 羽 直	H26 実施	H27 実施	H27 実施	H27 実施	H27 実施	H27 実施	H27 実施	H27 実施
整備	褰		道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)	道 (小樽建設 管理部)
	との関連	5坪—	0	0	0	0	0	0	0	0
k況	危険区域と	全部								
る指定状況	1) H	百小番万	2883号	2883号	2883号	2883号	2883号	2883号	2883号	2883号
法令等におけ	1) 11	吉小牛 カロ	H29. 5. 12	H29. 5. 12	H29. 5. 12	H29. 5. 12	H29. 5. 12	H29. 5. 12	H29. 5. 12	H29. 5. 12
法令	* * \	在古名	士砂災害 防止法	士砂災害 防止法	士砂災害 防止法	士砂災害 防止法	士砂災害 防止法	士砂災害 防止法	士砂災害 防止法	土砂災害防止法
	古 秦	11	測	測	測	捯	測	剽	剽	担
# #	7 4	イツ油								
<u>(で) (水) (水) (水) (水) (水) (水) (水) (水) (水) (水</u>		四回	国道 229号	国道 229号	国道 229号	国道 229号	国道 229号	国道 229号	国道 229号	国道 229号
対となる	公共施設	(棟)			1	1	1	1		
	任家	(戸)	4	2	2	4	12	2	1	8
ス い に に に に に に に に に に に に に に に に に に	然正力	百万名	寿都 歌棄町2	寿都 歌棄町 9	寿都 歌棄町10	寿都 歌棄町11	寿都 歌棄町12	寿都 歌棄町13	寿都 歌棄町14	寿都六条町7
<u> </u>		场 7月	佐藤宅 ~ 中山宅	堀江宅 ~ ~ 本間宅	小西宅 ————————————————————————————————————	追分住宅 ~ 厳島神社		鐘 台橋 ~ 古田宅	華冒襲	田田子子
1000年	- A 公	본즈뉴	歌棄町	歌棄町有戸	歌棄町有戸	歌棄町有戸	歌棄町有戸	歌棄町 歌棄,有 戸	歌棄町歌棄	六条馬
	図番回号	I	10	11	12	13	14	15	16	17

第2節 水害予防計画

本計画は、洪水、高潮及び津波、その他に水災時において、これを警戒・防御し、その被害を軽減するための水防組織及び水防施設、雨量水位観測、通信連絡等の予防対策を次のとおり定めるものとする。

1 水防の責務

水防法に定める水防に関係する機関及び一般住民等の水防上の責務は、次のとおりとする。

(1) 水防管理者の責務

町は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として町の区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 北海道

ア 道は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。

イ 後志総合振興局は、札幌管区気象台が気象の状況により、洪水のおそれがある と認め発表する通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に受けた内容を通知す るものとする。

(3) 北海道開発局

北海道開発局小樽開発建設部は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとし、気象の状況により洪水のおそれがあるときは、直ちに水防管理者等にその情報を通知するものとする。

また、洪水予報指定河川につき、洪水のおそれがあるときは、札幌管区気象台と共同して、道(後志総合振興局)に通知するものとする。

(4) 札幌管区気象台

札幌管区気象台長は、気象の状況により洪水又は高潮、津波のおそれがあるときは、 その状況を北海道開発局及び北海道に通知すると

ともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

(5) 居住者等の水防義務

水防管理者又は消防機関の長は、水防法第24条の規定に基づき、水防のためやむを得ない必要があるときは、町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

2 水防組織

(1) 組織

町における水防組織は、「第3章第2節 災害対策本部」の定めるところによるが、 必要に応じて消防機関、漁業協同組合、町内会等の応援を得て、水防活動を実施する ものとする。

(2) 消防機関の地域分担

消防機関の地域分担を次のとおりとする。

		区分			担当地区
岩内	・寿都	邓地方消防約	組合寿都	支署	全町
	団	本		部	全町
寿都	寿	都	分	寸	政泊~六条地区
	樽	岸	分	寸	樽岸~湯別地区
団団	歌	棄	分	寸	歌棄地区
	磯	谷	分	団	磯谷地区

3 水防活動

(1) 重要水防区域の監視

災害の発生するおそれのあるときは、経済部は随時当該地区を巡視し、水防上危険であると認められるとき箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、その施設の管理者に対して必要な措置を講じるよう指示するものとする。

(2) 非常配備体制

水防管理者は、災害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ 強力な推進を図るため必要があると認めたときは、非常配備の体制をとるものとする。 なお、水防管理者が消防機関に非常配備を要請する時期は、次のとおりである。

ア 水防管理者が自らの判断により必要と認めたとき。

- イ 後志総合振興局から水防警報の伝達を受けたとき。
- ウ 後志総合振興局が必要と認めて指示したとき。

(3) 警戒区域の指定

消防機関に属するものは、水防上緊急の必要がある場所に計画区域を設定し、水防 関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区 域から退去を命ずることができる。

なお、消防機関に属するものがいないとき、又は消防機関から要請があったときは、 警察官は、消防機関に関する職権を行うことができる。

警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者及び消防機関の長、警察署長にその旨を報告する。

(4) 水防作業

経済部及び消防機関は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状況等を考慮して最も適切な工法で迅速かつ的確に実施する。

4 水防活動の利用に適合する警報・注意報の伝達及び通信連絡

(1) 水防警報指定河川

水系名	河川名	予報基準点	基準点所在地		
朱太川	朱太川	朱太川実橋	北海道寿都郡黒松內町北作開 110-1 地先		

(2) 水防活動用気象警報・注意報の伝達

水防管理者は、札幌管区気象台及び小樽建設管理部から発表される水防活動用の気 象警報等についての取扱責任者を統括部長とし、処理にあたる。

【水防活動用警報等の種類】

区分	種類	発表機関	摘 要
水防活動用気象警報	大雨注意報、大雨警報、		一般向け発表並びに北海道
/	大雨特別警報		へ発表
水防活動用高潮注	高潮注意報、高潮警		一般の利用に適合する
意報、高潮警報	報、高潮特別警報	 札幌管区気象台	特別警報、警報及び注意
水防活動用洪水注	洪水注意報、洪水警報	化恍宙色系家百	報をもって代える。
意報、洪水警報			
水防活動用津波注	津波注意報、津波警		
意報、津波警報	報、大津波警報		
	待機・準備		指定河川地域の水防管理団
水 防 警 報	出動・指示	小樽建設管理部	体に水防活動を行う必要性
	解除		があることを警告し発表

【水防警報の種類、内容及び発表基準】

種	類	内 容	発表基準
		不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想	気象情報、警報等及び河川状況により必要
		される場合に状況に応じて直ちに水防機関	と認めたとき
		が出動できるように待機する必要がある旨	
待	機	を警告するもの。水防機関の出動期間が長	
		引くような場合に出動人員を減らしても差	
		し支えないが、水防活動を辞めることはで	
		きない旨を警告するもの。	
		水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、	雨量、水位、流量その他の河川状況により必
進	備	水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等	要と認めたとき
		に努めるとともに、水防機関に出動の準備	
		をさせる必要がある旨を警告するもの。	
		水防機関が出動する必要がある旨を警告す	洪水注意報等により、又は水位、流量、その
出	動	るもの。	他の河川状況により氾濫注意水位に達し、な
			お上昇のおそれがあるとき。
		水位、滞水時間その他水防活動上必要な状	洪水警報等により、又は水位、流量、その他
指	示	況を明示するとともに越水、漏水、法崩、	の河川状況により氾濫注意水位に越え災害
1日	//\	亀裂その他河川状況により警戒を必要とす	のおそれがあるとき。
		る事項を指摘して警告するもの。	
		水防活動を必要とする出水状況が解消した	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫
解	除	旨、及び当該基準水位観測所名による一連	注意水位以上であっても水防作業を必要と
		の水防警報を解除する旨を通告するもの。	する河川状況が解消したと認めるとき。

(3) 水防信号

水害が発生するおそれのある場合及び水害が発生した場合においての警戒信号及び水防機関の出動信号並びに一般住民の避難立退きの危険信号は、次の表によるものとする。

区 分	警鐘信号	サイレン信号	摘 要
警戒信号	○休止○休止○休止	5秒-15秒 5秒-15秒 ○-休止 ○-休止	札幌管区気象台から洪 水警報を受けたとき又 ははん濫注意水位にな ったとき及び札幌管区 気象台から気象の通報 を受けたとき。
出動第1号	0-0-0 0-0-0	5秒-6秒 5秒-6秒 ○-休止 ○-休止	消防機関及び水防団員 全員が出動するとき。
出動第2号	0-0-0	10秒-5秒 10秒-5秒 ○-休止	町の区域内に居住する 水防に関係する全ての 者が出動するとき。
危 険 信 号 (避難・立退き)	乱打	1分-5秒 1分-5秒 ○-休止	必要と認める区域内の 居住者の避難のための 立退きを知らせるとき。

備考 1 信号は、適宜の時間継続すること

- 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと
- 3 危険が去ったときは、防災行政無線、広報車、口頭伝達等により周知すること

5 避難

水防管理者は、堤防等が決壊した場合、又は破提のおそれがある場合は、「第5章第4節 避難対策計画」に定めるところにより、直ちに必要と認める区域の居住者に対し立ち退き又はその準備を指示するものとし、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

6 雨量、水位の把握

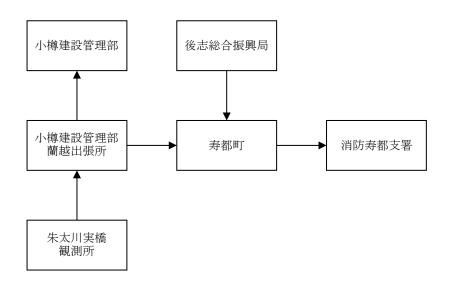
(1) 雨量の把握

統括部は気象情報又は気象状況によって相当の降雨があると認めたときは、水防区域を重点にその他危険と想定される箇所について、小樽建設管理部蘭越出張所黒松内事業所と連絡をとり、雨量及び水位等の情報を把握し水防管理者に報告するものとする。

(2) 水位の把握

統括部は、小樽建設管理部蘭越出張所黒松内事業所から河川水位がはん濫注意水位を突破する等の通報を受けたときは、直ちにその旨を水防管理者に報告するとともに、水防活動に必要な体制を整えるものとする。

【朱太川水位警戒等連絡系統図】



7 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者は、河川等の管理者から巡視要請があった時は速やかに関係区域及び施設の監視員を定められるものとする。

監視員は水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するとともに、当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常監視及び警戒

水防管理者が非常配備を指令したときは、統括部長は関係機関に対し通知する。

それと同時に経済部長は監視員を増員して災害のおそれのある水防区域及び計画区域の監視を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告し、統括部長はその旨を関係機関に報告するものとする。

監視にあたり、注意すべき事項は次のとおりである。

- ア 裏のりの漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- イ 表のりでの水当たりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両そで又は底部よりの漏水ととびらの締まり具合
- カ 橋梁その他構造物と堤防との取り付け部分の異常
- キ 溜池等については上記のほか、次の事項について注意するものとする。
 - (ア) 取入口の閉塞状況
 - (イ) 流域の山崩れの状態
 - (ウ) 流水及び浮遊物の状況
 - (エ) 余水叶及び放水路付近の状況
 - (オ) 溜池の場合、上部溜池の状況
 - (カ) 樋門の漏水による亀裂及び崖崩れ

8 応援要請

(1) 総合振興局長への応援要請

水防管理者は、災害が発生し又は水防のため緊急の必要があるときで、人命救助活動等で自らの能力で事態に対処することが困難であると判断したとき、総合振興局長に対し事情説明の上、災害対策等指示又は応援を要請することができる。

(2) 警察への応援要請(水防法第22条「警察官の援助の要求」)

水防管理者は、水防上警察官の応援を必要と認めるときは、寿都警察署長に対し口頭で応援の内容を告げ、出動を求めることができる。また、警察官自らの判断に基づき出動するときはこれを妨げるものではない。

(3) 隣接町への応援要請(水防法第16条「水防管理団体相互間の応援」)

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、隣接の水防管理者及び消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援の円滑な実施を図るため、あらかじめ隣接町の水防管理者等と相互に協定しておくものとする。

(4) 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し自らの能力で処理することが極めて困難な事態が予想されるときは総合振興局長に自衛隊派遣を要請することができるものとする。

9 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は非常警戒の必要がなくなったと認めたときは、水防の警戒態勢を解除し、これを一般に周知するものとする。

10 水防報告

水防管理者(町長)は、次に定める事態が発生したときは、速やかに後志総合振興局 長に報告するものとする。

- (1) 消防機関を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理団体に応援を求めたとき。
- (3) その他報告の必要があると認める事態が生じたとき。

11 水防施設及び資機材の整備

(1) 水防倉庫

水防管理者は水防区域を随時調査し、これに対応する水防工法を検討し、水防活動に必要な資機材を備蓄するなど災害に備えるものとする。

(2) 水防用土砂採取場等

水防活動の実施のために必要な土砂採取場は、寿都町建設協会との防災協定に基づき各業者で対応するものとする。

12 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した寿都町水防計画に定めるところによる。

第3節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害予防に関する計画は、次に定めるところによる。

1 予防対策

防災関係機関は、防風林造成事業等の治山事業を推進するとともに、農作物の時期 別・作物別の予防措置及び対策を指導し、耕地暴風林の合理的な造成についても指導す るものとする。

また、学校や医療機関の安全性の向上に配慮するとともに、家屋その他建築物の倒壊等を防止するため、施設管理者に対する指導の徹底を図るものとする。

第4節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される大雪、暴風雪等の災害に対処するための除雪及び交通確保に関する計画は、次に定めるところによる。

1 除雪路線の実施分担

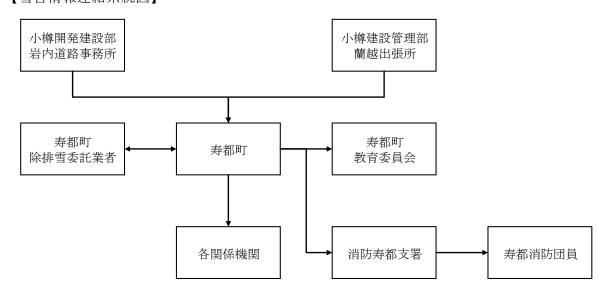
除雪路線は、特に交通確保が必要な主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

- (1) 国道の除雪は、北海道開発局小樽開発建設部岩内道路事務所が実施する。
- (2) 主要道道及び一般道道の除雪は、小樽建設管理部蘭越出張所が実施する。
- (3) 町道の除雪は、町が実施する。その内容は、特に交通確保が必要な主要道路を優先し、毎年度作成する除雪仕様書による。

2 雪害情報の連絡体制

雪害に関する情報や避難勧告・指示などが円滑に伝わるよう連絡系統を次のとおりと する。

【雪害情報連絡系統図】



3 除雪機械・通信施設の整備点検

各関係機関は所有する除雪機械・通信施設の整備点検に努めるものとする。

4 警戒態勢

各関係機関は、札幌管区気象台が発表する予報及び特別警報・警報・注意報、並びに 情報等と現地情報を勘案し、必要と認められる場合は、それぞれの定める警戒体制に入 るものとする。

5 積雪時における消防対策

町は、除雪仕様書に掲載する路線の他住宅密集地の道路について、常に消防車の運行に支障のないよう除雪を行うものとする。

消防水利については、寿都消防署員及び消防団員により常に除雪を行い、消防活動に 支障のないように守るものとする。

また、積雪により消防車の出動が困難となる地域については、予防査察等を重点的に 実施するものとする。

6 雪害時の応急対策

積雪が甚だしく、交通が途絶している地区の住民に対しては、食糧供給・救患輸送・ 教育等の救援対策を行う。

7 通信・電力施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社北海道支店、北海道電力岩内営業所及び寿都営業所は、雪害の発生が予想されるときは着氷雪による被害防止のため、それぞれ必要な警戒態勢を整え、通信・電力の確保に努めるものとする。

8 なだれ防止策

各関係機関は、それぞれの業務所管区域内におけるなだれ発生予想箇所に看板を設置 するなどして、住民に周知するものとする。

北海道が指定するなだれ危険箇所は、以下のとおりである。

危険地番	調査箇所名	保安林	治山施設	保全対象
July A	寿都町字樽岸町建岩	土崩(H21. 4. 21)	 法枠工(H20)・雪崩柵(H22~H23)	人家(3戸)
他-4	(鎌田地先)		法枠工(H20)・雪崩柵(H22~H23) 	国道

9 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨て場の設置に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨て場は、交通に支障のない場所を選定することとし、やむを得ず道路側面 等を利用する場合は、車両退避場を設けるなどして交通の妨げにならないよう配慮 するものとする。
- (2) 河川等を利用して雪捨て場を設置する場合は、河川管理者と十分協議することとし、河川の流下能力確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

第5節 融雪災害予防計画

融雪による出水、なだれ等の災害に対処するための予防対策及び応急対策に関す計画は、次に定めるところによる。

1 気象情報及び積雪状況の把握

融雪期においては、札幌管区気象台等関係機関と密接な連絡を取り、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、降雨や気温上昇等に留意しながら出水、なだれ等の 予測に努めるものとする。

2 水防区域等の警戒

出水等に備え、「本章第2節 水害予防計画」に定める警戒・通報体制をとるものと する。

3 河川内障害物の除去及び施設の整備点検

町及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨て雪及びじんかい等により河道が著しく 狭められ、出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に稼動の除雪、結氷の破砕 等障害物の除去に努めるとともに、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を行うものと する。

また、土地改良区も同様に水路等の施設の整備点検に努めるものとする。

4 道路の除排雪

町及び道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路の交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪や結氷の破砕等を行うとともに道路側溝・排水溝の排水能力確保に努めることとする。

5 融雪災害時の応急対策

出水災害等が発生したときは、必要に応じ住民の避難等の応急対策を講じるものとする。

6 水防資機材の整備、点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持ち業者等とも十分な打合せを

行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

7 水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう、あらゆる 広報媒体を通じ水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第6節 高波、高潮災害予防計画

高波・高潮による災害の未然防止と軽減のため、国・北海道と協力し漁港、護岸・防潮提等を整備するとともに、危険区域の実態を把握し、予防措置を講じるよう検討し、監視警戒体制を確立するための計画を定め、被害防止に努めるものとする。

1 海岸保全

海岸地域を高波・高潮から防護するために海岸施設を整備促進し、被害防止に努める ものとする。

また、漁港管理者は、波除堤、係留杭等の施設を点検し、必要な整備を行うとともに、水路の確保、渓流の安全性等を随時点検し、利用に対し必要な指示または指導を行う。

2 船舶と漁湾の管理

漁港内に係留する船舶の所有者及び管理者は、高波・高潮による船舶の流出防止に努める。

3 監視警戒体制の確立

特別警報・警報・注意報、並びに情報等を受信した場合は直ちに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、潮位・波高を監視するものとする。

第7節 土砂災害の予防計画

この計画は、地すべり、急傾斜地の崩壊(崖崩れ)、土石流等の災害を予防するため、 これらの災害危険箇所の実態を把握し、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体 制の確立など土砂災害についての総合的な対策を定めるものとする。

1 急傾斜地対策(崖崩れを含む)

本町は、急傾斜地危険区域が29箇所指定されている。急傾斜地崩壊防止対策は、次のとおりとする。

- (1) 地震等に備え急傾斜地崩壊危険区域の整備計画促進に努めるものとする。
- (2) 山間部の山崩れ、崖崩れの危険箇所については、土留工ののり面保護、集水枡など防止対策を講じるとともに、特に伐採地については植林等を積極的に推進し、

自然環境の保全と合わせた対策に努めるものとする。

2 土石流対策

本町は土石流危険渓流区域が47箇所指定されている。土石流防止対策は、次のとおりとする。

- (1) 土石流に対処する治山工事を推進する。
- (2) 土石流、危険渓流に関する資料を関係住民に提供するとともに、標示板等を設置して周知徹底を図る。
- (3) 土石流及び危険渓流周辺住民の警戒避難体制を確立する。
- (4) 土石流に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、地震及び降雨時の対応等について、地域住民に周知徹底を図る。
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

本町は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が2箇所指定されている。土砂災害の発生原因となる自然現象の種類は土石流であり、土石流防止対策は、上記土石流対策のとおりとする。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域住民には、ハザードマップを配布 し、広報に努めるものとする。

(1) 土砂災害特別警戒区域における特記事項

土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域では、道と連携し下記について実施することができるものとする。

- ア 特定開発行為に関する許可制
- イ 建築物の構造の規制
- ウ 建築物の移転等の勧告措置及び支援措置
- 4 警戒、避難の基準及び指導
 - (1) 警戒、避難基準

警戒、避難基準は、原則として降雨量等に基づいて設定するものとし、過去における土石流、地震、大雨による被害、道路の状況、警戒避難のための基準雨量等を参考にしながら、次の場合は町民が自発的に警戒・避難するように指示する。

- ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れる音が聞こえた場合。
- イ 渓流の水が急に濁りだした場合や、流木等が混ざりはじめた場合。
- ウ 地震及び降雨が続いているのに水位が急激に減少し始めた場合(上流で土砂崩壊があり、流れをせき止められたおそれがある場合)。
- エ 渓流付近の斜面崩壊が発生他場合及びその兆候があった場合。
- (2) 予報及び特別警報・警報・注意報、並びに情報等及び避難命令

予報及び特別警報・警報・注意報、並びに情報等及び避難命令は、迅速かつ正確に 地域住民に伝達し、周知されるようにするほか、地域住民自ら異常気象時に的確に判 断できるように指導する。

(3) 避難方法

避難方法については、土石流危険渓流に直角の方向に避難する等安全な方法を地域 住民に周知徹底するよう指導する。

- (4) 避難所等
 - ア 土石流、崖崩れ、地すべり等による被害を受けるおそれのない場所であること。

イ 保全対象人家からできる限り近距離にあること。

5 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害が発生する危険性が高まったときに、町長は直ちに避難勧告を発 令する。

6 土砂災害緊急情報

重大な土砂災害(地滑り)の急迫した危険があると認められると通報があった時、町 長は立ち退きの勧告又は指示の判断をする。

7 警戒避難体制の整備

地すべり、急傾斜地崩壊(崖崩れ)、土石流の災害危険区域、土砂災害警戒区域及び 土砂災害特別警戒区域では、別表1のとおり警戒避難基準雨量表に基づき、警戒避難体 制の基準を定める。

(1) 情報の収集及び伝達

危険区域の状況等応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、「第5章第1節 災害情報通信計画」及び「第5章第2節 災害広報計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 警戒巡視員による危険地区の巡視及び警戒

ア 町長は、危険地域ごとに警戒巡視員を定め、降雨、気象警報発令中又は必要に 応じて当該危険地区を巡視することを命じ、必要事項を報告させるものとする。 なお、警戒巡視員は経済部の中から町長が任命する。

イ 警戒巡視員は、危険地区を巡視した場合、表層、地表水、湧水、亀裂、樹木等 の傾倒など必要事項について報告するものとする。

(3) 避難·救助

ア 避難の方法及び救助

住民の避難誘導に当たっては、「第5章第5節 避難救助計画」に基づき、関係機関との連携により行うものとし、この際、要配慮者にも十分配慮する。

(「本章第12節 要配慮者対策計画」参照)

イ 避難訓練

「第9章第1節 避難訓練計画」を準用する。

ウ 自主防災組織

自主防災組織は、「第10章 防災思想普及・啓発計画」及び「本章第13節 自主防災組織の育成推進計画」に基づき、育成・強化を図る。

別表 1

【警戒避難基準雨量表】

警戒体制 の区分	地区名	降雨の状況	配備体制	措置基準
第1警戒 体制	指定区域全域	1 前日までの連続雨量が 100mm 以上で当日の日雨量が 50mm を超え たとき。 2 前日までの連続雨量が 40~ 100mm 以上で当日の日雨量が 80mm を超えたとき。 3 前日までの降雨がない場合で 当日の日雨量が 100mm を超えたと き。	第3章第1節 組織計画に定め る第一非常配備 による	(1) 危険区域の 巡視及び警戒 (2)住民広報
第2警戒 体制	指定区域全域	1 前日までの連続雨量が 100mm 以上で当日の日雨量が 50mm を超え 時雨量 30mm の強雨が降りはじめた とき。 2 前日までの連続雨量が 40~ 100mm 以上で当日の日雨量が 80mm を超え時雨量 30mm の強雨が降りは じめたとき。 3 前日までの降雨がない場合で 当日の日雨量が 100mm を超え時雨 量 30mm の強雨が降りはじめたと き。	第3章第1節 組織計画に定め る第二非常配備 による	(1)住民の避難 準備 (2)警告(災対法 第 56条による) (3)避難の指示 (災対法第 60条 による)

第8節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するための必要な措置を本計画に定める。

1 公共建造物

町が所管する主な施設は、防災活動上重要な拠点となることを考慮して、その施設の 管理者が点検、整備に努めるものとする。

特に、地震対策の強化として新耐震基準制定(昭和56年)以前の公共建築物のうち、 災害時の防災拠点施設(役場庁舎、消防庁舎等)、避難所施設(学校校舎、体育館、集 会所等)や入所施設(病院、社会福祉施設等)となる建築物については、計画的に耐震 診断を実施し、建替え、改修、補強等による耐震性能の強化に努めるものとする。

2 一般の建造物

- (1) 市街地の大火災を防止するため、建築基準法等により準防火地域を指定し、町内の商業地域並びに近隣商業地域を中心に耐火、簡易耐火、防火構造など耐火、不燃化を推進し、建築物の災害予防に努めるものとする。
- (2) 学校、病院、旅館等多数の人々が滞在する建築物や集会場、スーパー等多数の人々が集まる建築物並びに工場、危険物の貯蔵施設等火災の危険性の高い建築物などを総称して特殊建築物と呼ぶが、これらの特殊建築物については、建築基準法及び消火法に従い、定期報告制度及び維持保全計画の作成等、その徹底を図り、維持保全に努めるものとする。また、エレベーター等の昇降機においても、耐震性能の改善に努めるものとする。
- (3) 防災診断及び各種融資制度の周知により、防災改修の促進を図るものとする。 特に地震対策として、防災上重要な既存建築物の耐震診断及び耐震改修・補強等の 啓発、指導に努めるとともに、新建築物については耐震構造設計に基づいた設計を 行うように指導し、耐震建築物の促進を図る。
- (4) 積雪時における建築物の倒壊防止及び屋根からの落雪による事故防止のため、 降雪前の建築物の点検、適時の雪下ろし指導等を実施するものとする。
- (5) 地震時のブロック塀等倒壊による人身事故を防止するため、通学路や避難路及 び人通りの多い道路等に面する既存ブロック塀等の実態調査を行い、危険箇所の把 握に努めるとともに改善指導に努めるものとする。また、ブロック塀等を新設又は 改修しようとする設置者関係業者に対しては、建築基準法施行令における技術基準 の導守を指導するものとする。
- (6) 自動販売機の倒壊防止や車道への滑り出しを防止するため、設置者には「日本工業規格 自動販売機の据付基準」の遵守を指導するものとする。
- 3 災害危険区域等調査の実施

消防機関は、町内の建造物について次の調査を行い、消防法に抵触し、かつ火災防御 上警防計画等をたてておく必要があると認める場合、消防長は災害危険区域等の指定を 行うものとする。

- (1) 危険物製造所などの所在地
- (2) 高圧ガス、LPガス貯蔵施設の所在地
- (3) 火薬類、放射性物質などの貯蔵施設の所在地
- (4) 木造建築物密集箇所及び大規模な特殊建物
- (5) 浸水被害危険予想箇所
- (6) その他警防上必要と認められた地域
- 4 災害危険区域及び特殊建物の指定
 - (1) 危険区域の指定要件と設定

本町では、商工店や飲食店が密集した市街地の商店街を危険区域に設定し、火災発生時の消火活動として、水利選定から延焼拡大防止の防御線を設定、さらに人命救助及び避難誘導対策などを網羅した警防規程を定めている。

(2) 特殊建物の設定

本町では多数の人々が利用し、集積する特殊建築物件に特殊建物の設定を行い、具体的な警防規程を定め災害に備えている。

【指定防火対象物の状況】

区 分		数			区分	数	
(1)	イ	劇場・映画館等	0	(7)		小中高等学校、各種学校等	6
	П	公会堂又は集会場	1	(8)		図書館、博物館等	0
	イ	キャバレー、ナイトクラブ等	0	(9)		公衆浴場	1
(2)	П	遊技場又は、ダンスホール	1	(10)		車両の停車場所	0
(2)	ハ	風俗営業等	0	(11)		神社、寺院、教会等	18
	1	カラオケボックス等	1	(12)	イ	工場、作業場	30
(3)	イ	待合、料理店等	0	(12)	ロ	映画及びテレビスタジオ	0
(3)	П	飲食店	11	(13)		自動車車庫、駐車場	2
(4)		百貨店	3	(14) 倉庫		倉庫	1
(5)	イ	旅館、ホテル等	6	(15)		前各号に該当しない事業所	32
(5)	П	寄宿舎、共同住宅	2	(16)	イ	複合用途防火対象物	6
	イ	病院、診療所等	4	(10)	П	イ以外の複合用途防火対象物	1
(6)	П	福祉施設等	3				139
	ハ	幼稚園又は特別支援学校	合 引支援学校 10		合 計	199	

5 がけ地に近接する建築物の防災対策

がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある地域においては、建設制限を行うとともに、 既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移 転促進を図るものとする。

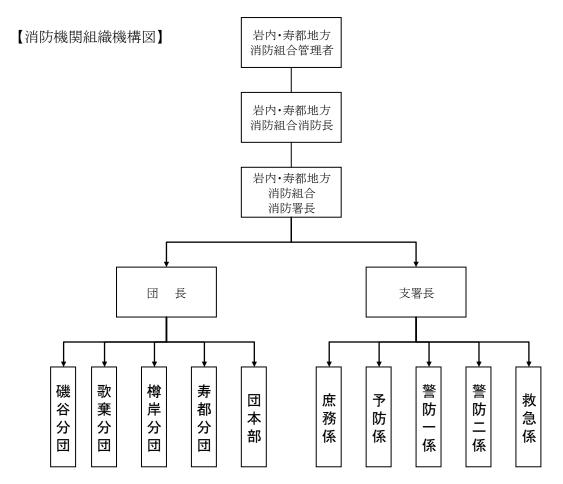
第9節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに水火災又は地震等の災害を防除し、その被害を軽減することにある。このような任務が十分に行われるために実施すべき事項は、本計画及び岩内・寿都地方消防組合において具体的な消防計画を定めるものとする。

1 消防体制

(1) 消防組織

消防機関の組織及び消防団の配置は、次のとおりである。



(2) 火災予防対策

ア 消防力の強化推進

- (ア) 消防職員及び消防団員の人員確保に努める。
- (イ) 消防施設、消防機械及び消防資機材と整備充実に努める。
- (ウ) 消防水利の整備を推進する。特に老朽木造家屋等が密集した火災発生の危険の高い地区については、重点的に整備するように努める。

なお、防火水槽の設置にあたっては、地震に備え耐震性の構造とする。

イ 火災予防の指導強化

消防機関は、町防災担当者との連携を基に、町内会等の自主防災組織及び消防協力団体、防火対象物の所有者・管理者・防火管理者、危険物取扱所等の所有者・管理者・危険物取扱者を対象に、次の内容からなる指導計画を定め、適宜に講習会、

座談会等の開催の機会を設け防火思想の普及・啓発の実施とともに、火災予防の指導周知を図るものとする。

- (ア) 町内会等の自主防災組織及び一般住民への指導内容
 - ① 燃焼消火の理論と消火器等の取扱方法の指導
 - ② 予防知識の普及と家庭における具体的予防対策の指導
 - ③ 災害時における心構えと避難対策を指導し、避難所等の周知徹底を図る
 - ④ 要配慮者への避難介護の指導
- (イ) 防火対象物の所有者・管理者・防火管理者への指導内容
 - ①消火等の消防設備の管理点検の方法についての講習指導
 - ②事業者等における自衛消防組織の編成及び消火訓練等の指導
 - ③避難対策及び避難訓練等の指導
- (ウ) 危険物取扱所等の所有者・管理者・危険物取扱者への指導内容
 - ① 危険物施設の維持管理体制の指導
 - ② 危険物取扱いの指導
 - ③ 危険物安全協会の事業に対する支援指導

ウ 火災予防査察

病院、店舗、工場等の公衆の出入り、又は多数の人が勤務する建物及び一般家庭からの火災を未然に防止するため、消防機関による火災予防査察を実施するものとする。

工 広報活動

- (ア) 広報誌及びパンフレットを発行し、火災予防の広報活動を実施する。
- (イ) 防火思想の普及啓発を図るため、春、秋の全道火災予防運動に合わせた防火資料の配布など広報活動を実施する。

オ 防火管理者制度の徹底指導

消防法第8条に基づき、学校、病院、向上、旅館、スーパー等特殊建築物では防 火管理者を定め、これら防火対象物における消防計画の作成、当該消防計画に基づ く消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は 取扱いの監督等防火管理上必要な業務の徹底について指導する。

(3) 火災警報

ア 火災警報の発令及び解除

町長は、総合振興局長から消防法に定める火災に関する気象通報を受けた場合の ほか、火災発生及び延焼拡大の危険が認められる次の各号に該当するときは、火災 警報を発令し該当しなくなったときはこれを解除する。

【火災気象通報基準:札幌管区気象台】

区 分	気 象 条 件
後志	実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速で陸上13m/s以上が予想される場合。 ただし、平均風速が13m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

イ 火災警報の伝達及び住民広報

火災警報が発令された場合には、消防支署長は岩内・寿都地方消防組合火災予防

条例第29条に定める「火災に関する警報の発令中における火の使用の制限」により、住民に対し、岩内・寿都地方消防組合警防規定第29条に基づき、次に定める必要な措置を講じるものとする。

- (ア) 関係機関に対する協力要請
- (イ) 警防設備、積載資機材の点検及び増強
- (ウ) 住民に対する広報・警戒の呼び掛け
- (エ) その他必要な事項

(4) 消防の対応力の強化

大規模・特殊災害など、複雑多様化・高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、「北海道消防広域化基本計画」を踏まえながら、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化に努める。

2 消防力の整備消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図る。また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に利用できるよう維持管理の適正化を図る。

【消防署員:定員15名】

平成29年4月1日現在

区分	司令長	司 令	司令補	士 長	副士長	消防士	合 計
寿都支署	0	2	5	4	1	4	1 6

【消防団員:定員90名】

区分	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	合 計
団本部	1	2						
寿都分団			1	1	4	9	2 3	3 8
樽岸分団			1	1	0	1	3	6
歌棄分団			1	1	2	6	1 1	2 1
磯谷分団			1	1	1	1	3	7
合 計	1	2	4	4	7	1 7	4 0	7 5

【消防施設等】

種別	小型 動力 ポンプ	普 通 ポンプ 自動車	指令車	高規格 救 急 自動車	小型動力 ポンプ付 大 型 水 槽 車	小型動力 ポンプ付 積 載 車	小型動力 ポンプ車	111111111
保有数	1	1	1	1	1	7	0	1 2

【消防水利】

区分	防火	水槽	消火栓(単口)		
	4 0 ㎡級	4 0 ㎡級未満	基準	基準外	
数 5		6	1 7	1 7	

3 消防職員及び消防団員の教育訓練

消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の練成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

4 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関、他市町村に応援を要請するものとする。

【消防信号】

方法 信号別	種別	打鐘信号	余韻防止付・ サイレン信号	その他の信号
火	近火信号	●-●-●-●- (連点)	●-V ●-V ●約3秒、2秒休み (短間連点)	
災 信	出場信号・団動 場区域内	●-●-● ●-●-●	●-V ●-V	
号	応援信号・団特 命応援出動の時	●-● ●-● (2点)	約5秒、約6秒	
	鎮火信号	● ●·● ● ●·● (1点と2点の班打)		
山 林	出場信号·団動 場区域内	●-●-● ●-● (3点と2点の班打)	●-V●-V約10秒、約2秒	
山林火災信号	応援信号・出動 区域内に特命応 援出動の時	同 上	同 上	
火災警報信号	火災警報 発令信号	● •••• ●● •••••(1点と4点の班打)	●-V ●-V 約30秒、約6秒	旗 吹流し 白赤白赤白赤
報信号	火災警報 発令信号	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	●-V ●-V 約10秒、約3秒、約1 分	
演習招集	演習招集信号	● •-●-●● •-●-●(1点と3点の班打)	●-V ●-V 約15秒、約6秒	
備考	1 信号時間は適	宜とする		

第10節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備

町は、災害時における住民の生活を確保するため、食糧、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

1 食糧等の確保・供給

- (1) 町は、北海道が関係団体と締結する「災害時における応急生活物資の供給等に 関する協定」に基づき、災害時における食糧等を確保・供給に努める。
- (2) 町は、防災週間や防災関係行事等を通じ、2~3日分(推奨1週間分)の食糧 及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資機材等の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

第11節 避難体制整備計画

風水害、地震等による災害が発生した場合に住民を安全に避難させるために平常時から安全な避難所等を選定し、これを地区住民に周知徹底させるとともに、避難勧告等の 伝達体制を確立し、的確に避難させる。

また、要配慮者に対する避難救護体制の確立を図るため、本計画を定める。

1 避難所等

避難所等及び避難誘導等については、本計画で具体的に定めるとともに継続的にその見直しを行い、住民に対する周知徹底と指示伝達体制の確立に努める。特に水害や地震等による災害に対しては、道路、橋梁の既存による交通の途絶が想定されるため、避難路及び避難所等の変更に柔軟に対応できるよう、また台風等による高潮と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することも考慮し、自主防災組織等を活用し、災害地の被害状況の迅速な把握に努めるものとする。

災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを受け入れするための避難 所を予め選定、確保し、整備を図るものとする。学校を避難場所と指定する場合には、 学校が教育活動の場であることを考慮し、施設の利用方法について、事前に当該学校、 教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、津波の発生に備え、民間の施設を一時避難施設として活用することも考慮する。本町における避難所等は、別表のとおりである。

2 福祉避難所

要配慮者の避難については、バリアフリーやユニバーサルトイレなどの条件を満たす

施設について、福祉避難所として指定し、長期避難が必要な場合の避難所の確保に努めるものとする。

施設名	所 在 地	構造	受入人員
寿都町総合文化センター	字開進町187-1	鉄筋コンクリート	4 1 0

3 避難所等の住民への周知

- (1) 避難所等及び避難路について、適切な場所に誘導標識等の整備を進めることとする。
- (2) 町広報紙及び各種会合等のあらゆる機会を通じて地区住民に避難所等の周知 徹底を図るとともに、避難時における知識・心得等についての普及促進を図るもの とする。
- (3) 自主防災組織を組織し、地区住民に対して避難所等の確認を行うものとする。

4 避難伝達体制の確立

避難伝達体制は、「第5章第4節 避難対策計画」の規定に準じ、下記の事項に留意 して行うものとする。

- (1) 防災行政無線屋外拡声器及び戸別受信機、行政及び防災関係機関の広報車等を 利用して、地区住民への避難勧告等の通報を行うものとする。
- (2) 上記の伝達手段・方法を円滑かつ迅速にするため、資機材の整備に努めるものとする。

5 避難所等における住民の受入

避難所等における受入人員は別表のとおりとし、原則として地区住民が短い距離で避難可能となるような安全な施設に受入することとするが、災害の規模等により長期避難が必要となる場合は、災害対策本部より指示するものとする。その際、避難所又は避難所以外の場所での避難に関わらず、住民が心身の健康を損なうことがないよう、必要な支援について配慮するとともに、施設の環境整備等に努めるものとする。

なお、地震による津波が発生した場合は、防災行政無線により周知し、「寿都町防災マップ (H23.12全戸配布済)」を活用した避難をするものとする。

また避難所等における避難住民の登録等、個人情報の取り扱いに十分配慮した住民の 避難状況及び安否情報を把握するシステムの確立に努めるものとし、その情報提供の方 法について検討し、可能な限り回答するよう努めるものとする。

影響範囲の大きい災害について、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、近隣市町村の施設の提供及びあっせんを受けることとする。

6 避難誘導員の配置

誘導は、「本章第13節 自主防災組織の育成等に関する計画」の中で自主防災組織が定める誘導員を持って行うものとする。

7 避難計画の作成

町は、住民、特に要配慮者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

8 防災上重要な施設の管理者

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計

画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所
- (2) 避難路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達方法
- (5) 保健、衛生及び給食などの実施方法
- 9 町外者への避難体制の配慮

観光客などへの配慮として、公共施設等に避難所等を明示した案内図等を設置し、避 難所等への看板設置により、避難体制を整えるものとする。

	************	***************************************	**************	y	·	·	***************************************	·	·	,	,	y	y	·				/-	リリ <u>イ</u> ン
	原子力 災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	地区のみ
	士災事	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	×	×	×	0	0	×	洪水は湯別地区のみ
	洪	I	l	I	I			I	I	l	I	×	I	I	I	I	I	Ι	 一
	禅筱	0	0	0	0	×	0	0	×	0	×	×	×	×	×	0	0	×	避難不可
	暖房設備 の有無	单	有	有	卓	柜	柜	有	柜	有	有	柜	柜	有	柜	有	有	柜	該当する災害時には避難不可
•	給食設備 の有無	#	柜	柜	#	单	单	柜	柜	棰	柜	柜	柜	柜	申	極	車	柜	該当する
	収容人員	720	360	300	10	30	50	30	80	7.0	50	40	50	30	40	30	50	50	可能 ×
	屋内面積m² (収容面積)	2,393	1, 203	1,000	63	122	168	123	288	231	173	163	170	100	149	66	175	174	」○ 避難が可能
	構	RC造一部木造	担长	鉄筋コンクリート	木造モルタル	刊	鉄筋モルタル	担长	担长	光	担	担	型	刊	州州	担	大造	光	凡例
-	便 祖 暑	教育長	寿都町	教育長	教育長	教育長	教育長	教育長	教育長	教育長	教育長	教育長	教育長	教育長	教育長	教育長	教育長	教育長	-
	電話の有無	0136-62-3391	0136-62-2637	0136-62-2100				-	000000000000000000000000000000000000000	enenconnecenencement	е понопонопонопонопон	феносопосопосопосопо	***************************************	emoconoconoconocon		***************************************	***************************************	econoconoconocon	
	順田	乍	柜	柜	単	単	単	巣	巣	単	巣	単	巣	単	単	巣	巣	単	
	所在地	字開進町187-10	字開進町187-1	字開進町187-1	字政泊町弁慶56	字矢追町91	字渡島町140-1	字開進町173-2	字大磯町81-1	字新栄町96-1	字樽岸町樽岸152-1	字湯別町上湯別103	字歌棄町歌棄346-1	字歌棄町有戸196-1	字歌棄町美谷156-3	字磯谷町鮫取澗189	字磯谷町横澗1	字磯谷町島古丹1	
定 避 難 所	施設名	寿都町総合体育館	寿都町こどもふれあいセンター 字	寿都町総合文化センター	政治会館 字	矢追会館 字		六開岩会館 字	・大磯会館	新栄会館·青少年研修会館 字		湯別会館	歌棄会館	戸・種前地区会館	美谷会館 字	鮫取澗会館 字	横澗会館		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
猫	番	 	2 幸	· 张	4	元 天	6 厳	<u> </u>	8 無	9	10 樽	11 湯月	12 歌	13 有	14 美	15	16 横	17 磯	
	梅		- "			L			L	٠,					L -				

原子力 災害 0 \bigcirc \bigcirc 0 \bigcirc 0 0 0 0 0 0 0 0 主災事 \bigcirc \bigcirc 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \times \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 洪水 0 1 \bigcirc 1 1 1 1 X 1 1 1 1 津波 \times \bigcirc 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \times 暖房設備 の有無 無 神 神 乍 一 乍 乍 乍 無 乍 一 一 有 給食設備 の有無 無 争 無 乍 乍 無 無 祟 祟 無 乍 乍 祟 収容人員 210 150420 200 260 390 300 80 90 40 40 25 22 屋内面積m² (収容面積) 312 1,380 869 1,012 295 684 693 1,287133 135 80 72 鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート 型 簡易鉄骨 大部 大部 大部 華 教育長 教育長 教育長 北海道 教育長 教育長 最尊寺 町内沿 寿都町 寿都町 寿都町 登順寺 艸 管理疗 新豊寺 0136 - 62 - 20300136 - 64 - 50030136 - 62 - 21580136 - 62 - 21440136 - 65 - 60260136 - 62 - 25500136 - 64 - 5211電話の有無 争 神 無 無 無 無 争 兼 祟 祟 無 嶣 兼 字湯別町下湯別461-1 型 字湯別町下湯別319 字磯谷町島古丹456 字磯谷町島古丹512 字湯別町下湯別462 字磯谷町島古丹455 字歌棄町歌棄155 字樽岸町樽岸172 字歌棄町美谷965 字矢追町801-1 字六条町290-1 在 字大磯町29-1 字新栄町136 牊 寿都町農村活性化センター 夲 樽岸生涯学習研修会館 湯別自然体験学習会館 寿都町観光交流センタ 寿都温泉ゆべつのゆ 磯谷地区簡易避難所 榖 币 寿都高等学校 灩 潮路小学校 寿都中学校 寿都小学校 澂 新豊寺 最尊寺 登順寺 定 海中 19 18 22 23 24 25 30 27 28

凡例 ○ 避難が可能 × 該当する災害時には避難不可 一 洪水は湯別地区のみ

指定緊急避難場所

番	施設名	所在地	面積(㎡)	避難対象区	津波	洪水	土砂災害	原子力 災害
1	寿都小学校グラウンド	寿都町字矢追町	10, 407	政治・矢追	0	l	0	0
23	寿都中学校グラウンド	寿都町字六条町	19, 200	政治・矢追・大磯 新栄・渡島・開進 岩崎・六条	0	I	0	0
က	寿都町総合文化センター外構	寿都町字開進町	28, 863	11	0	l	0	0
4	寿都町防災広場	寿都町字渡島町	1,700	11	0	l	0	0
വ	旧樽岸小学校グラウンド	寿都町字樽岸町樽岸	5, 700	梅岸	×	l	0	0
9	旧湯別小学校グラウンド	寿都町字湯別町下湯別	5, 528	湯別	×	×	0	0
2	潮路小学校グラウンド	寿都町字歌棄町歌棄	7, 500	歌棄・有戸・種前	0	l	0	0
8	旧美谷小学校グラウンド	寿都町字歌棄町美谷	2,314	美令	0	I	0	0
6	旧磯谷小学校グラウンド	寿都町字磯谷町島古丹	8, 423	島古丹・能津登	0		0	0

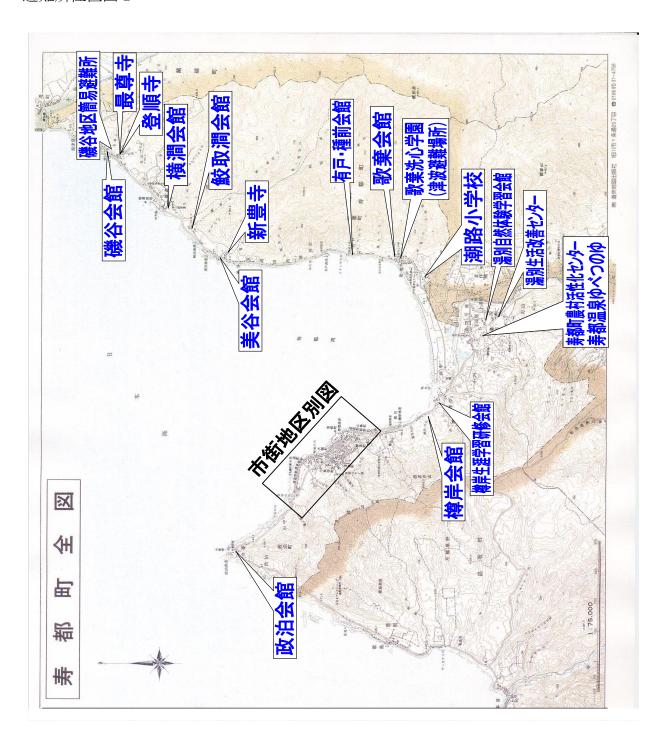
凡例 ○ 避難が可能 × 該当する災害時には避難不可

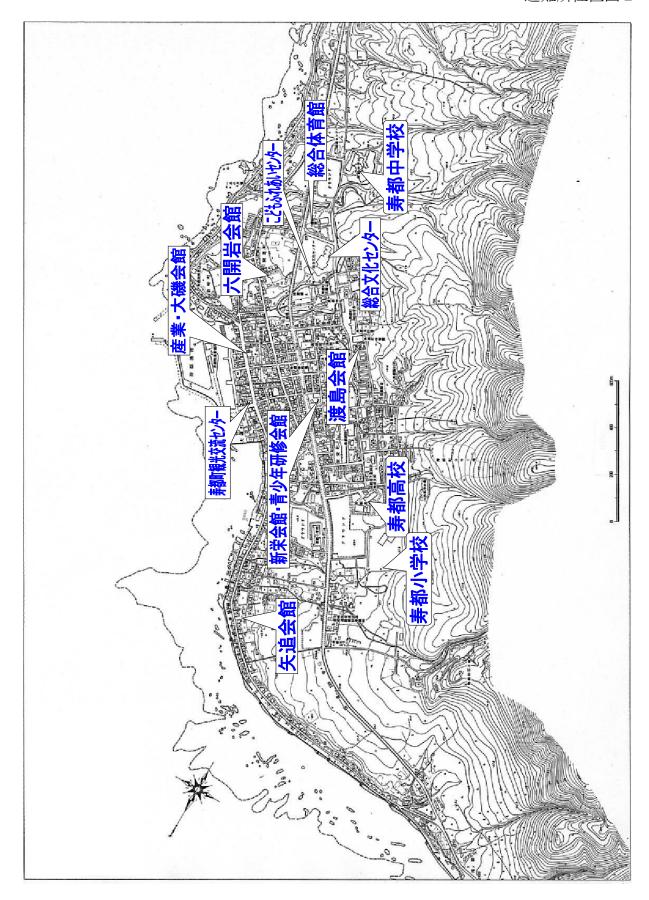
律被避難施設

洪水は湯別地区のみ

|

避難対象区	·····································
収容人員	300
职	RC二階建
	R C_
住所	字歌棄町歌棄269-3
ビル名称	歌棄洗心学園
番号	Н





第12節 要配慮者対策計画

災害発生時における要配慮者の安全確保に関する計画は、次に定めるところによる。

- 1 避難行動要支援者名簿の作成
 - (1) 避難支援等関係者となる者

以下に掲げる機関について、要支援者の避難支援等関係者として、災害時の支援活動、日頃の見守り活動及びその他支援に関する活動を実施する。

- ア町内会
- イ 民生委員児童委員
- ウ 警察署
- エ 消防署・消防団
- 才 社会福祉協議会
- カ 役場関係部局
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

以下に掲げる者であって、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者(ただし、家族等の介助により避難に支障がないものを除く。)を避難行動要支援者として、避難支援を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成するとともに、庁舎等の被災などの事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

- ・生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する者。
- ア 身体障害者手帳を有する者
- イ 療育手帳を有する者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳を有する者
- 工 要介護認定者
- オ 一人暮らしの高齢者
- カ 高齢者のみの世帯
- キ その他町長が必要と認める者
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、 又は記録する。
 - (ア) 氏名
 - (イ) 性別
 - (ウ) 郵便番号、住所
 - (エ) 生年月日、年齢
 - (オ) 電話番号
 - (力) 町内会名
 - (キ) 避難場所
 - (ク) 避難支援等を必要とする事由
 - (ケ) その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する個人情報の入手

避難行動要支援者名簿の作成にあたって必要な情報は、名簿作成に必要な限度で、 町が保有する情報及び避難支援等を希望する者本人からの申し出により入手する。

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

平常時から名簿を提供することに同意している避難行動要支援者について避難支援等関係者に名簿を提供する。さらに避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、組織の内部で名簿情報を取り扱う者を限定する等、情報の漏えいを防止するための措置を講ずる。

(6) 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

要配慮者が円滑に避難のために立退きを行うことができるよう、通知又は警告をする場合に、多様な伝達手段の確保などに特に配慮をすることに努める。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が自ら安全確保に努めることが第一義であることを周知するとともに、避難行動要支援者に対し、状況によっては避難支援等関係者が支援できないこともあることを理解してもらうよう努める。

2 安全対策

災害発生時には、要配慮者は特に移動面に支障が伴うため、被害を受ける場合が多い。 町及び社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の安全確保のため、住民、自主防災組織等 の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

(1) 情報伝達

町は、要配慮者に対する災害情報等の伝達を次のいずれかの方法で行うものとする。 ア 防災行政無線による伝達

- イ 広報車による伝達
- ウ 電話による伝達
- (2) 避難対策

要配慮者に対する避難は、自主防災組織の救出・救護班及び各種団体等の協力を得て避難誘導等を行うものとする。なお避難誘導にあたっては要配慮者の健康状態に十分配慮し、自力で避難できない場合には車両等を利用して行うものとする。

避難所等においては、町及び町内会等との連携を図り、高齢者や障がい者等の健康 状態の把握などに努める。

(3) 防災教育・訓練の充実

町は、要配慮者自らの対応能力をできるだけ高めるため、防災安全教室の開催等を通じて意識の高揚を図る。また、ホームヘルパーや保健師の協力を得て、防災訓練を実施する。

- 3 社会福祉施設の防災対策
 - (1) 防災設備の整備

社会福祉施設等の利用者及び入所者は、寝たきり高齢者や障がい者等が多いため、

管理者は施設の安全性の向上に努める。また、入所者が最低限度の生活維持に必要な飲料水・医薬品等の備蓄や防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制を明確にする。

また、平素から町との連携の下に、施設相互間、近隣住民、ボランティア組織等の入所者の実態に応じた協力を得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関への早期通報が可能な非常通報装置を 設置するなどして緊急時における情報伝達手段・方法等を確立するとともに、施設相 互間の連携協力の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制の整備を図る。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、職員や利用者・入所者に対する防災組織の普及に努め、基礎知識に 関する教育を定期的に実施する。

また、施設の構造や利用者・入所者の判断能力や行動能力等に応じた防災訓練を定期的に実施する。特に、自力での避難が困難な利用者・入所者がいる施設においては、 夜間における訓練も定期的に実施するよう努める。

4 援助活動

町は、要配慮者の早期発見に努めるとともに、状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 要配慮者の確認・早期発見

町は災害発生後、あらかじめ把握している要配慮者について直ちに所在や連絡先等 を確認するなどして安否の確認に努める。

(2) 避難所等への移送

町は、要配慮者を発見したときは、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に 判断し、次の措置を講じる。

- ア 避難所等への移動
- イ 医療機関への移送
- ウ 施設等への緊急入所
- (3) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への要配慮者の優先的入居に努める。

(4) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断した場合は、生活実態を的確に把握し、 必要な援助活動を行う。

(5) 応援要請

町は、援助活動の状況や、要配慮者の状況により、適宜北海道や近隣市町村等に対 し応援を要請する。

5 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確に行動できるよう次のような条件・環境づくりに努めるものとともに、在留管理制度における手続等様々な機会をとらえて防災対策の周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする、在

留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難所等標識などの多言語化
- (3) 外国人を含めた防災教育・防災訓練の実施
- (4) 在留管理制度における手続時における防災知識の普及

6 避難支援計画

災害時の要配慮者に対する避難支援計画は、別に定める「寿都町要配慮者避難支援計画」によるものとする。

第13節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害の発生を防止し、また災害発生時の被害を最小限におさえるためには、防災関係機関の活動とともに地域住民及び事業所等による自主的な防災活動が極めて重要である。「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等による自主防災組織の設置・育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

町は、連合会・町内会等の地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して初期消火活動や救出・救護活動を始め、要配慮者の避難誘導等が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

2 事業所等の編成

多数のものが利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所で、自衛消防 組織設置が法令の規定により義務付けられているところについては、制度の趣旨を徹底 するとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所等においては、自主的な防災組織を設置するなどして積極的な防災体制の整備・強化に努める。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくことが必要であり、また地域の実情に応じて以下の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の基に活動することが必要であり、 町内会単位など連帯感を持てるような適正な規模で編成する。
- (2) 他地域への通勤者の多い地域では、昼夜間の活動に支障のない編成とする。
- (3) 地域内の事業と協議のうえ、事業所の防災組織と連携を密にする。
- (4) 自主防災組織は避難誘導員を配置するよう努めるものとする。
- (5) 自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、規約を設けて明

確にする。

4 自主防災組織の活動

(1)平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人一人の日頃の備えと 災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい 知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、町民一人一人が適切な措置をとることが必要で、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練としては通常、次のようなものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。

(ア) 情報の収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域のおける被害状況等を関係機関に通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大、延焼を防ぐため、消火器等を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 救出救助訓練

家屋の崩壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(エ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難所等まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(オ) 図上訓練

一定の区域内の図面を活用して、想定される災害に対する地区の防災上の弱点等を見出し、それに対処する避難方法等を検討し実践するために、町と連携して地元住民の立場に立った図上訓練の実施に努める。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となることが 多く考えられるので、町民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、定 期的に点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置を取ることができるようにするためには、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ用意しておくことが望ましく、 これらの資機材は日頃から点検して、非常時において直ちに使用できるようにする。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時において防災関係機関の提供する情報を住民に伝達し、 地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に町へ報告するとともに防災関係機 関の提供する情報を伝達して町民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

- (ア) 連絡を取る防災関係機関
- (イ) 防災関係機関との情報を地域住民に伝達する方法
- (ウ) 防災行政無線施設の活用

また、避難所等へ避難した後についても、地域被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツなどを使い、隣近所が相互に協力して初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の崩壊などにより下敷きになった者を発見したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動に努める。また、防災関係機関が活動するまでの間、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに医師の介護を必要とするものがあるときは救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町長、警察官等から避難勧告等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り迅速かつ円滑に避難所等へ誘導する。

なお、避難準備情報・高齢者等避難開始が出されたときには、自力で避難する事が困難な要配慮者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

オ 給食、救護物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となってくるので、自主防災組織は、町が実施する救援物資の配布活動に連絡する。

第14節 積雪·寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所等、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。このため、町では積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 積雪対策の実施

積雪期おける災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。このため、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、北海道、防災関係機関と相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害防止に努める。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、町、小樽開発建設部、小樽建設管理部等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

- (ア) 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合性の取れた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に各々の除雪計画を策定する。
- (イ) 道路管理者は、除雪の向上を図るための除雪関係機械の整備を含める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- (ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推 進する。
- (イ) 道路管理者は、吹雪等による交通障害を予防するため、防雪対策の促進を 図る。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

北海道及び町は住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

(2) 積雪期における避難所等、避難路の確保 北海道、町及び防災関係機関は、積雪期における避難所等、避難路の確保に努める。

4 寒冷対策の推進

(1) 避難所等対策

町は、避難所等における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等)の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

(2) 被災者及び避難者の対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。